

2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」において、2030年目標としての「ネイチャーポジティブ^(注1)」の考え方が示された。

政府は、GBFを踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、ネイチャーポジティブ経済への移行を国家目標として掲げるとともに、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が関係4省により策定された。加えて、政府の成長戦略にはネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換に向けた施策展開と企業の競争力の維持・強化が盛り込まれた。

2026年に開催されるCBD-COP17では、GBFの進捗を評価するグローバルレビューの実施が予定されており、その結果は各国の政策や企業行動に大きな影響を与えることが見込まれている。

こうした中、経団連と経団連自然保護協議会は、グローバルレビュー後の施策展開を見据え、「生物多様性・自然資本保全を新たな成長の源泉とすること」「気候変動対策等との統合的取り組みを促進すること」を掲げた政策提言を取りまとめた。

本特集では、同提言取りまとめの背景とそのポイント、国内外の政策動向や日本企業の動向などを紹介するとともに、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた課題や方策を展望する。

生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けて

昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)の2030年グローバルターゲット 23

(GBF:Global Biodiversity Framework)



参考：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標—」

II 生物多様性・自然資本保全と 気候変動対策等の統合的アプローチ

2020年12月に、生物多様性と気候変動の専門家が集まって行った国際的な議論^(注4)では、生物多様性を保全する取り組みの多くが、気候変動対策にも同時に効果があることが示された。また、国連の専門家グループ^(注5)は、資源を無駄なく使い、リサイクルやリユースを進めて天然資源の使用を減らすことは、生物多様性の保全を含めた環境負荷を低減するうえで極めて重要と指摘している。

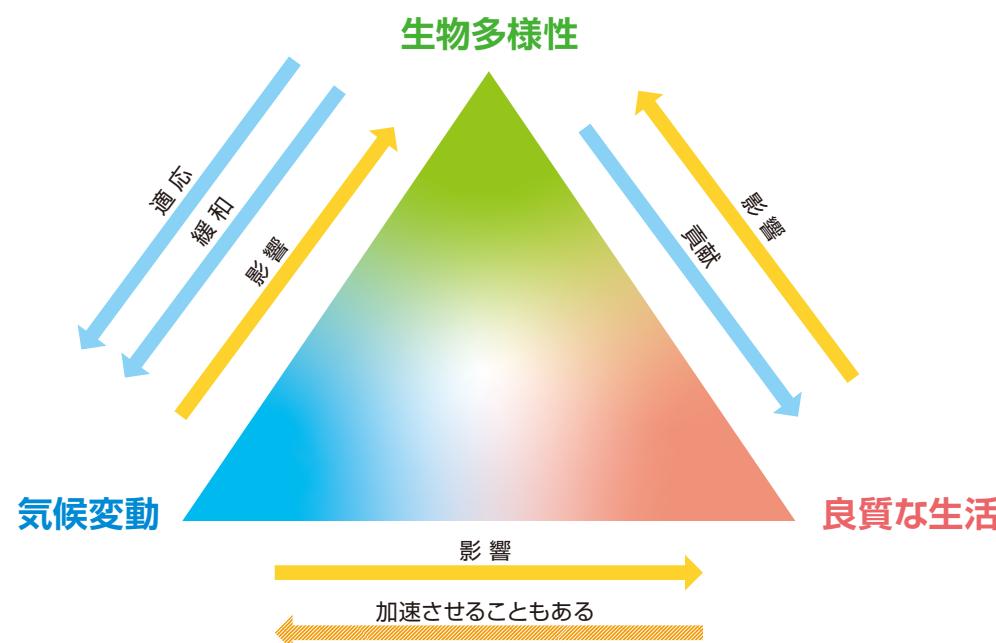
経団連も「FUTURE DESIGN 2040」の中で、2040年に向けて目指すべき姿として「GX、サーキュラーエコノミー(CE)、ネイチャーポジティブ(NP)の一体的推進」を挙げている。

こうした状況を踏まえ、政府に対し、統合的アプローチを促進するための提言を行った。

1. 國際条約間の整合性強化の促進
国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) と生物多様性条約 (CBD) 等の整合性を高めるための多国間協力
2. 省庁横断の国内政策推進
生物多様性・自然資本保全および活用と気候変動対策の相関を捉えた統合的な施策展開
3. クレジット市場等の国際動向への対応
ネイチャーファイナンスに関する国際的議論の動向を踏まえ、日本の環境特性を踏まえた評価手法の検討
4. 国民の理解醸成、気候変動適応策の充実
生物多様性・自然資本、気候変動、資源循環の関係性に対する理解醸成、気候変動適応計画に基づく施策の充実

IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書の指摘

- 気候変動の制御と生物多様性保全は相互依存関係。
- 生物多様性保全策の多くが気候変動対策との相乗効果を持つ。



出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)「生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書：IGESによる翻訳と解説」(2021年9月)

提言

「生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言」のポイント

2025年11月に経団連と経団連自然保護協議会が公表した「生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言」では、政府や経済界等に対し、将来の競争力の源泉となる生物多様性・自然資本保全に係る対応力を着実に高めていくことを求めている。これは、企業の事業継続性を確保するための基盤を強化するとともに、自然資本の持つ潜在能力を活用しながら新たな価値創造や社会課題の解決を通じた「成長の源泉」を作り上げる挑戦であるとしている。

I

ネイチャーポジティブ経済への移行による成長の実現

世界経済フォーラムのレポートでは、ネイチャーポジティブな食料生産や土地利用、インフラ、エネルギー利用など社会経済システムを変革することで、年間最大10.1兆ドルのビジネス機会がもたらされると試算している。

気候変動対策やレジリエンス、健康などの課題解決に、自然資本を活用しながら、新たな市場創造や地域活性化、さらには企業価値の向上につなげていくことがまさに今、問われている。

経済界には、生物多様性・自然資本は社会経済活動の基盤と認識し、経営戦略への組み込み、グローバルサプライチェーンレベルでの情報連携体制の確立等が期待される中、政府に対し次の提言を行った。

1. 企業価値向上と市場創出

- ・生物多様性・自然資本保全および活用を「持続可能な成長を支える新たな成長分野」として位置付け
- ・省庁間連携によるモニタリング、研究開発・実装、海外展開等の施策強化
- ・グローバルサプライチェーンにおける、リスクと機会の評価の可能化
- ・日本の環境特性を踏まえた評価手法の検討
- ・国民の理解醸成と行動変容の促進

2. データ基盤整備とトレーサビリティ確保、国際ルール形成

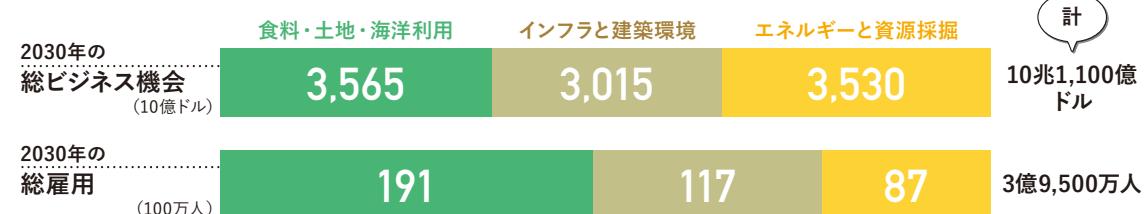
- ・自然関連データ基盤の整備、指標・評価手法の開発
- ・アジア地域をはじめとする諸外国政府との連携推進

3. NbS^(注2)・OECM^(注3)による地域経済活性化と国際展開

- ・関係省庁が連携を強化し、様々な社会課題の効果的・横断的な解決を推進
- ・政府横断的な民間事業者の支援
- ・GREEN×EXPO 2027の成功に向けた機運醸成

ネイチャーポジティブ分野におけるビジネス機会の市場規模

ネイチャーポジティブな食料生産や土地利用、インフラ、エネルギー利用など社会経済システムの変革により年間最大10.1兆ドルのビジネス機会



出典：WEF「New Nature Economy Report II The Future Of Nature And Business In collaboration with AlphaBeta」を基に経団連事務局にて翻訳、作成

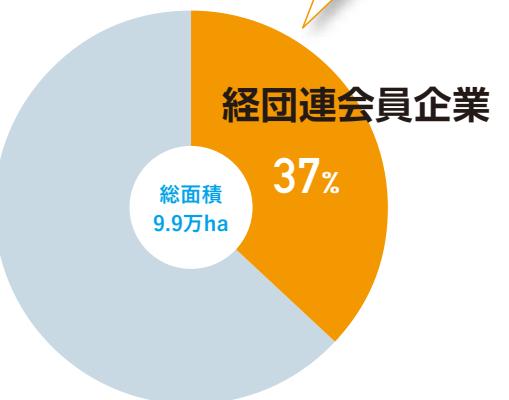
日本企業の取り組み状況

環境省は、2023年度から「民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト^(注6)」として認定している。社有林、オフィス・工場などに付随した緑地スペースやビオトープをはじめ、会員企業の様々なサイトが認定されている。

2023年9月に公表されたTNFD^(注7)提言に対応し、自然関連財務情報開示に取り組む企業(TNFDアダプター)の数を国・地域別でみると、日本が世界1位となっている。

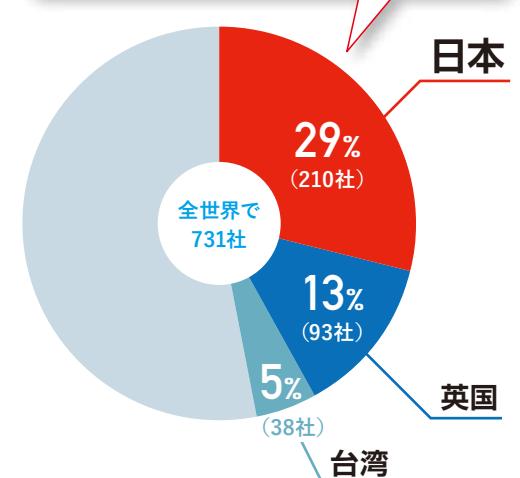
自然共生サイト認定区域
(2025年9月現在)

経団連自然保護協議会の会員企業は
33%を占める



TNFDアダプターの内訳
(2025年10月31日現在)

経団連自然保護協議会の会員が
約3割を占める (68社)



(注1)ネイチャーポジティブ：自然再興。自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
(注2)NbS(Nature-based Solutions)：自然を活用した解決策

(注3)OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)：民間等の取り組みにより保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域

(注4)生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム(IPBES)と、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による合同ワークショップ。同ワークショップの結果を踏まえて、2021年6月に「IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書」が公表された

(注5)UNEP国際資源循環パネル

(注6)自然共生サイト：2023年度より環境省が認定を開始。2025年度から自然共生サイトを法制化した新法「地域生物多様性増進法」が施行され、同法に基づく認定が行われている

(注7)TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)：自然関連財務情報開示タスクフォース

【文責：経団連教育・自然保護本部
経団連自然保護協議会】

提言 生物多様性・自然資本保全と持続的な
経済成長の両立に向けた提言



事例集 生物多様性・自然資本保全に
関する統合的取組み事例集

